

京 都 大 学 授 業 料 、 入 学 料 免 除 等 規 程 新 旧 対 照 表

改 正 前	改 正 後
<p>(前 略)</p> <p>(入学料の免除)</p> <p>第5条 } (略)</p> <p>2 } 3 }</p> <p>(入学料の徴収猶予)</p> <p>第5条の2 } (略)</p> <p>2 }</p> <p>(後 略)</p>	<p>(入学料の免除)</p> <p>第5条 } (同 左)</p> <p>2 } 3 }</p> <p><u>第5条の2 前条に規定するもののほか、本学が開設する留学生コース(総長が指定するものに限る。)を履修する外国人留学生で、かつ、学業優秀と認められるものについては、願い出により、入学料の全額を免除することがある。</u></p> <p><u>2 前項の規定による入学料の免除に関し必要な事項は、総長が別に定める。</u></p> <p>(入学料の徴収猶予)</p> <p>第5条の3 } (同 左)</p> <p>2 }</p> <p style="text-align: center;">附 則</p> <p>この規程は、平成27年10月1日から施行する。</p>